新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴う

宮城大学緊急授業料減免申請要項

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業）

【注意】
本事業の実施は、現在開催されている県議会における予算の成立が前提となります。
申請を検討される場合、あらかじめ本要項を確認のうえ、書類を準備ください。

受付期日：令和２年１１月１２日（木）まで

本減免制度の申請は１０月２２日（木）以降の予定です。
お問い合わせはメールによりお願いします。電話や窓口でのお問合せはお控えください。
◆問い合わせ先：授業料減免申請連絡用（Mail:genmen@myu.ac.jp）

公立大学法人
宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY

目次

第１章　本制度について

第２章　制度の詳細・申請方法について

第１節　減免となる条件

第２節　減免額

第３節　提出書類及び提出方法

●申請書式は本学ウェブサイトに掲載しております。

第１章　本制度について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による経済の急激な減速の影響により、世帯収入及びアルバイト収入等が大幅に減少している学生に対し、修学の継続を支援するべく、今回、授業料の一部を減免する制度として、「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴う宮城大学緊急授業料減免制度（以下、「宮城大学緊急授業料減免制度」と記載。）」を創設しました。減免額は、令和２年度前期及び後期それぞれの授業料額の４分の１です。

本制度は、学群生及び大学院生（いずれも留学生を含む。）が対象であり、制度の趣旨の観点から、学生の経済状況のみを減免の条件としており、本学にて実施中である他の授業料減免制度と異なり、在学期間や成績等による制限を設けておりません。また，前期に納めた授業料も対象となります。

本制度は、別途ご案内しております「令和２年度後期授業料減免(※)」とは異なる制度です。本制度と「令和２年度後期授業料減免」は同時に申請することは可能ですが、「令和２年度後期授業料減免」の対象となった場合、本制度による減免を受けることはできません。(→第２章第２節　減免額を参照)。

本制度は、文部科学省により実施された「学生支援緊急給付金」とは一部審査基準が異なります。そのため、「学生支援緊急給付金」の対象となった場合であっても、本減免の対象にならないことがあります。逆に、「学生支援緊急給付金」の対象にならなかった場合であっても、本減免の対象となる可能性はあります。

※　令和２年度後期授業料減免
令和２年度後期授業料減免等申請要項にて紹介する次の制度のこと。
- 修学支援新制度による授業料減免
- 経済的事由による授業料減免
- 東日本大震災の被災者に対する授業料減免

第２章　制度の詳細・申請方法について

第１節　減免となる条件

次の表のとおりです。減免となる条件は自身の家計状況により異なります。また、自身の家計状況に応じた、表の右に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

申請者区分	必要とする要件
A　家庭の収入への依存度が高く、家庭の収入が大きく減少したことによって修学困難となる学生	1　次の授業料減免制度の対象でないこと。 ・　修学支援新制度による授業料減免 ・　経済的事由による授業料減免 ・　東日本大震災の被災者に対する授業料減免
	2　令和元年（平成 31 年）の家計収入額が 750 万円以下であって、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、令和２年の収入額が前年比 20%以上減少することが見込まれること。
B　家庭に対して自活度の高い学生であって、学生本人のアルバイト収入の減少により修学が困難となっている学生	1　次の授業料減免制度の対象でないこと。 ・　修学支援新制度による授業料減免 ・　経済的事由による授業料減免 ・　東日本大震災の被災者に対する授業料減免
	2　家庭から受けている仕送り額（授業料、生活費を含む。入学金は含まない。）が年額 150 万円に満たないこと（令和 2 年度入学生については、当初仕送りを受ける予定であった額により判定する）。
	3　アルバイト収入の全てを生活費や学費に充てている、又は普段から１ヶ月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていること。
	4　令和元年（平成 31 年）の家計収入額が 750 万円以下であって、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、家庭からの追加的支援が期待できないこと。
	5　令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が前月比 50%以上減少した月があること。

第２節　減免額

第１節の条件を満たす学生について、令和２年度前期及び後期それぞれの授業料額の４分の１を減免します（最大で年間授業料の４分の１）。既に納付いただいた前期授業料分は、申請結果に応じて後期授業料へ一部充当又は返還します。

該当条件は「令和２年度前期授業料減免」及び「令和２年度後期授業料減免」の結果に応じ、次のケースに分けられます。

ケース１：緊急減免のみ

減免前の納付額	前期授業料（267,900円）		後期授業料（267,900円）	
緊　急　減　免	緊急減免 （1/4：66,975円）		緊急減免 （1/4：66,975円）	
R2 年 度 減 免	（該当なし）		（該当なし）	
授 業 料 納 付 額	納付済授業料（267,900円）		緊急減免（前期＋後期） （1/4+1/4=1/2：133,950円）	後期授業料納付額 （1/2：133,950円）

ケース２－１：　前期R2年度減免，後期緊急減免

減免前の納付額	前期授業料（267,900円）	後期授業料（267,900円）	
緊　急　減　免	（R2年度減免の方が減免額が大きいため，前期は緊急減免の対象にならない）	緊急減免 （1/4：66,975円）	
R2 年 度 減 免	1/3減免～1/1減免：89,300円～267,900円	（該当なし）	
授 業 料 納 付 額	納付済授業料（267,900円－R2年度減免額）	減免（後期） （1/4：66,975円）	後期授業料納付額 （3/4：200,925円）

ケース２－２：　前期緊急減免，後期R2年度減免

減免前の納付額	前期授業料（267,900円）	後期授業料（267,900円）	
緊　急　減　免	緊急減免 （1/4：66,975円）	（R2年度減免の方が減免額が大きいため，後期は緊急減免の対象にならない）	
R2 年 度 減 免	（該当なし）	1/3減免～1/1減免：89,300円～267,900円	
授 業 料 納 付 額	納付済授業料（267,900円）	（267,900円－（R2年度減免額＋前期緊急減免額※））	後期授業料納付額

※R2年度減免額に応じた後期授業料納付額は次のとおり。

R2年度減免額	後期授業料納付額	前期授業料返還額
267,900	0	66,975
178,600	22,325	0
133,950	66,975	0
89,300	111,625	0

第３節　提出書類及び提出方法

1　提出書類

次の表のとおりです。自身の家計状況によって提出書類が変わりますので、よく確認のうえ準備してください。

申請者区分	提出書類
A　家庭の収入への依存度が高く、家庭の収入が大きく減少したことによって修学困難となる学生	ⅰ　申請書（申請区分：A の内容を埋めること） ⅱ　申請者及び生計維持者の令和２年度所得・課税証明書 ・　市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。ただし，税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合，被扶養者分の証明書は不要です。 ⅲ　申請者及び生計維持者の令和２年１月～9 月の間における連続した３ヶ月の収入額が確認できる書類（給与明細、給与振込口座の該当部分写し等） ・　「連続した３ヶ月」は各人で異なっていても問題ありません。
B　家庭に対して自活度の高い学生であって、学生本人のアルバイト収入の減少により修学が困難となっている学生	ⅰ　申請書（申請区分：B の内容を埋めること） ⅱ　申請者及び生計維持者の令和２年度所得・課税証明書 ・　市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。ただし，税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合，被扶養者分の証明書は不要です。 ・　外国人留学生の場合、生計維持者の所得・課税証明書は不要です。 ⅲ　自活度が高いことを証明する書類 イ　自宅外で生活をしている者のうち、申請者名義で賃貸借契約を行っている場合 ・　申請者本人に係るアパート等の賃貸借契約書写し（契約日、入居日、契約期間契約内容等がわかり、本人の居住が明確に判別できるもの） ロ　自宅外で生活をしている者のうち、申請者以外の名義で賃貸借契約を行っている場合 (1)　賃貸借契約書より本人が居住していることがわかる場合 ・　賃貸借契約書写し（入居者欄に申請者氏名が記載されているもの） (2)　賃貸借契約書より本人が居住していることがわからない場合 ・　賃貸借契約書写し（契約日、入居日、契約期間、契約内容等がわかるもの） ・　申請者の居住証明書（貸主や契約業者に作成を依頼してください） ⅳ　令和２年１月～9 月の間で、アルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が前月比 50%以上減少した月及びその前月のアルバイト収入額を確認できる書類（給与明細、給与振込口座の該当部分写し等）

2　提出方法

下記のとおり提出してください。守らない場合、申請が受け付けられないことがあります。

一　受付期日：表紙に記載

二　提出方法：メールで提出

イ　送付先：genmen(a)myu.ac.jp　(a)を@に代えてメールしてください

ロ　件名は『【学籍番号　氏名】宮城大学緊急授業料減免申請』としてください

ハ　大学メールのアドレスから送信してください

三　添付ファイル

イ　宮城大学緊急授業料減免申請書

（1）　ファイル名は『【学籍番号　氏名】宮城大学緊急授業料減免申請書』としてください

（2）　Excel ファイルのまま提出してください

ロ　その他書類

（1）　pdf 又は jpeg 等の画像データで提出してください。また、データから書面の記載内容を読み取れる程度の大きさで提出してください。

（2）　適切なファイル名を付けて提出してください（給与明細写し、課税証明書等）。

四　そ の 他

イ　申請書式は，本学ウェブサイトにて入手できます。

【宮城大学ウェブサイト　学費・奨学金　https://www.myu.ac.jp/campus/fees/#kinkyu】

ロ　申請を確認した場合，大学メールにてその旨をお知らせします。申請したにも関わらず連絡がない場合は，お手数ですがお問合せください。

ハ　期日後の申請は受付けませんので，期日に余裕を持って提出してください。

ニ　申請内容に不備等があった場合、メールにより連絡しますので、これに回答ください。対応がない場合、申請取り下げとなるためご注意ください。

3　結果の通知

審査結果は，11 月以降に順次お知らせいたします。通知は郵送の他，大学メールにて行いますので，必ず確認してください。なお，通知時期等に変更があった場合は，別途大学メール等によりお知らせします。